

議案第 27 号

水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	水道事業の取扱い
岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

水道料金	さいたま市の制度に統一する。
水道分担金	さいたま市の制度に統一する。

議案第27号関係(水道事業の取扱い)

現 況			
さいたま市		岩 槻 市	
1 水道料金 (1)基本料金 (1か月につき)		1 水道料金 (1)基本料金 (2か月につき)	
用途 水道メ-タ-口径	基本 水 量	金 額	
一 般 用	13mm	8m ³ まで	890円
	20mm		1,080円
	25mm		1,750円
	40mm		14,800円
	50mm		38,200円
	75mm		86,500円
	100mm		184,500円
	150mm		310,900円
	200mm		988,300円
共同住宅用	8m ³ に世帯 数を乗じて 得た水量ま で	890円に世帯数を 乗じて得た額	
公衆浴場用		1,750円	
プ ール 用	50mm	38,200円	
	75mm	86,500円	
	100mm	184,500円	
(2)従量料金 (1m ³ につき)		(2)従量料金 (1m ³ につき)	
用途 水道メ-タ-口径	水 量	金 額	
一 般 用	水道メ-タ- 口径25mm 以下	8m ³ を超え20m ³ までの分	175円
		20m ³ を超え30m ³ までの分	220円
		30m ³ を超える分	310円
	水道メ-タ- 口径40mm 以上	60m ³ までの分	310円
		60m ³ を超え500m ³ までの分	345円
		500m ³ を超える分	395円
共同住宅用	8m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え20m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	175円	
	20m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え30m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	220円	
	30m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超える分	310円	
公衆浴場用		175円	
プ-ール用		175円	
臨時給水		223円	
水道メ-タ- 口 径	基 本 水 量	金 額	
13mm	20m ³	1,840円	
20mm		2,020円	
25mm		3,740円	
30mm		5,620円	
40mm		10,160円	
50mm		15,840円	
75mm		36,120円	
100mm		64,260円	
150mm		145,020円	
水量		金 額	
20m ³ を超え40m ³ までの分		150円	
40m ³ を超え60m ³ までの分		185円	
60m ³ を超え80m ³ までの分		220円	
80m ³ を超え100m ³ までの分		260円	
100m ³ を超える分		285円	
浴場用 (20m ³ を超える分)		150円	
共用栓 (20m ³ を超える分)		150円	
臨時用 (20m ³ を超える分)		500円	
私設消火栓 実習用 1栓5分ごとに320円			

現 況

2 分担金

メーターの口径	さいたま市	岩槻市
13mm	84,000円	130,000円
20mm	105,000円	200,000円
25mm	525,000円	480,000円
30mm	-	710,000円
40mm	1,291,500円	1,260,000円
50mm	2,331,000円	1,970,000円
75mm	6,499,500円	4,470,000円
100mm	11,203,500円	7,930,000円
150mm	35,910,000円	17,860,000円
200mm	86,310,000円	-
250mm以上	86,310,000円に管理者が別に定めた額を加えた額	-

(消費税及び地方消費税を含む。)